

正 誤 表

誤（現 行）	正（訂 正）
<div style="text-align: center;"> <p>土木設計業務等の電子納品 運用ガイドライン(案)</p> <p>令和5年4月</p> <p>奈良県県土マネジメント部</p> </div> <p>1-2 電子納品の定義 1) 本ガイドラインで取り扱う「電子納品」及び「電子成果品」を以下のとおり定義する。</p>	<div style="text-align: center;"> <p>土木設計業務等の電子納品 運用ガイドライン(案)</p> <p>令和5年4月</p> <p>奈良県県土マネジメント部</p> </div> <p>1-2 電子納品の定義 1) 本ガイドラインで取り扱う「電子納品」及び「電子成果品」を以下のとおり定義する。</p>
<p>電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。 電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。</p>	<p>電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」を指します。 電子成果品とは、「工事又は業務の共通仕様書等において規定される資料のうち、電子的手段によって発注者に提出する書類であり、各電子納品要領に基づいて作成した電子データ」を指します。</p>
<p>電子納品では、これまで紙により取りされていた図面や文章、計算書等の資料を電子データ化することにより、省資源・省スペース、検索時間の短縮等の効果が図られる。</p> <p>2) 省資源 図面、計算書等の資料を電子データで納品することで、ペーパーレス化が促進される。</p> <p>3) 省スペース 紙で保存していた図面、計算書等の設計成果品を CD-R 等の電子媒体やデータベースに保存することにより、保管場所を削減することができる。</p> <p>4) 検索時間の短縮 必要な資料を探す場合、従来、紙の資料を1つ1つ調べていたが、電子データ化しデータベースに保存することにより、表題・キーワード等で瞬時に検索・閲覧が可能となり時間の短縮が図られる</p>	<p>電子納品では、これまで紙により取りされていた図面や文章、計算書等の資料を電子データ化することにより、省資源・省スペース、検索時間の短縮等の効果が図られる。</p> <p>1) 省資源 図面、計算書等の資料を電子データで納品することで、ペーパーレス化が促進される。</p> <p>2) 省スペース 紙で保存していた図面、計算書等の設計成果品を CD-R 等の電子媒体やデータベースに保存することにより、保管場所を削減することができる。</p> <p>3) 検索時間の短縮 必要な資料を探す場合、従来、紙の資料を1つ1つ調べていたが、電子データ化しデータベースに保存することにより、表題・キーワード等で瞬時に検索・閲覧が可能となり時間の短縮が図られる</p>

1-3 標準的な土木設計業務等の電子納品の流れ

標準的な土木設計業務等の電子納品の流れを図 1-1 に示す。



図 1-1 土木設計業務等の電子納品の流れ

1-3 標準的な土木設計業務等の電子納品の流れ

標準的な土木設計業務等の電子納品の流れを図 1-1 に示す。



図 1-1 土木設計業務等の電子納品の流れ

2-2 準拠する要領・基準類

本県における電子納品については、以下の規程に基づき実施する。

電子納品にあたっては、本ガイドライン及び表 2-2 に示す準拠する国の要領及び基準類により作成してください。ただし、本ガイドラインと差異が生じた場合は、本ガイドラインを優先します。

表 2-2 適用する電子納品要領・基準類・ガイドライン

分野	要領・基準・ガイドライン名	策定年月	策定者
電子納品要領	土木設計業務等の電子納品要領	R4.3	国土交通省
	CAD 製図基準	H28.3	〃
	デジタル写真管理情報基準	R2.3	〃
	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	H28.10	〃
	測量成果電子納品要領	R3.3	〃
電 気	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	R4.3	〃
	CAD 製図基準 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	R4.3	〃
	CAD 製図基準 機械設備工事編	H29.3	〃
	電子納品運用ガイドライン【業務編】	R4.3	〃
一般土木	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	H30.3	〃
	電子納品運用ガイドライン【測量編】	R3.3	〃
電 気	電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】	R4.3	〃
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	電子納品運用ガイドライン機械設備工事編【業務】	R4.3	〃
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 【機械設備工事編】	H29.3	〃
その他	i-Construct ion 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	R4.3	〃
	BIM/CIM BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説	R4.3	〃

2-2 準拠する要領・基準類

本県における電子納品については、以下の規程に基づき実施する。

電子納品にあたっては、本ガイドライン及び表 2-2 に示す準拠する国の要領及び基準類により作成する。ただし、本ガイドラインと差異が生じた場合は、本ガイドラインを優先する。

表 2-2 適用する電子納品要領・基準類・ガイドライン

分野	要領・基準・ガイドライン名	策定年月	策定者
電子納品要領	土木設計業務等の電子納品要領	R4.3	国土交通省
	CAD 製図基準	H29.3	〃
	デジタル写真管理情報基準	R2.3	〃
	地質・土質調査成果電子納品要領・同解説	H28.10	〃
	測量成果電子納品要領	R3.3	〃
電 気	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	H31.3	〃
	CAD 製図基準 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	土木設計業務等の電子納品要領 機械設備工事編	H31.3	〃
	CAD 製図基準 機械設備工事編	H29.3	〃
一般土木	電子納品運用ガイドライン【業務編】	R4.3	〃
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン	H29.3	〃
共通	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	H30.3	〃
	電子納品運用ガイドライン【測量編】	R3.3	〃
電 気	電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】	H31.3	〃
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 電気通信設備編	H29.3	〃
機 械	電子納品運用ガイドライン機械設備工事編【業務】	H31.3	〃
	CAD 製図基準に関する運用ガイドライン 機械設備工事編	H29.3	〃
その他	i-Construct ion 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	R4.3	〃
	BIM/CIM BIM/CIM モデル等電子納品要領(案)及び同解説	R4.3	〃

4. 電子成果品の作成

4-1 業務着手時の協議・指示

業務着手時には、業務実施期間中の混乱を防ぎ円滑に電子納品を実施するため、受発注者間で事前協議を行うこと。

業務着手時には、業務実施期間中の混乱を防ぎ円滑に電子納品を実施するため、「着手時協議チェックシート」（別紙1）を用いて事前協議を行うこと。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、業務計画書の付属資料として提出するものとする。

受発注者間における事前協議の主な項目は以下のとおりである。

- 1) 電子納品対象項目
- 2) 電子納品データのファイル形式の確認
- 3) 遵守すべき要領・基準類
- 4) コンピューターウィルス対策
- 5) データバックアップ体制
- 6) 電子化が困難な成果品の取扱い

4-3 電子成果品について

電子納品成果の提出は、CD-R等に納めた電子データを2部（正・副）提出するとともに製本版1部（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。

(1) 電子成果品の作成

- 1) 業務成果品については、書類検査時や納品後の報告内容の確認に即時性を求められる場合がある。特に、電子データでの閲覧はディスプレイ上での操作となり、全容が把握しにくいことから、これらを解消する暫定的措置として、当面の間、電子媒体の他、副版として従来方式の「紙」による報告書を1部提出するものとする。
- 2) 使用する電子媒体は、CD-RまたはDVD-R、BD-Rを基本とする。（一度しか書き込みができないもの）

4. 電子成果品の作成

4-1 業務着手時の協議・指示

業務着手時には、業務実施期間中の混乱を防ぎ円滑に電子納品を実施するため、受発注者間で事前協議を行うこと。

業務着手時には、業務実施期間中の混乱を防ぎ円滑に電子納品を実施するため、「事前協議チェックシート」（別紙）を用いて事前協議を行うこと。

協議結果を取りまとめたチェックシートは、業務計画書の付属資料として提出するものとする。

受発注者間における事前協議の主な項目は以下のとおりである。

- 1) 電子納品対象項目
- 2) 電子納品データのファイル形式の確認
- 3) 遵守すべき要領・基準類
- 4) コンピューターウィルス対策
- 5) ~~データバックアップ体制~~
- 5) 電子化が困難な成果品の取扱い
- 6) 検査方法等

4-3 電子成果品について

電子納品成果の提出は、CD-R等に納めた電子データを2部（正・副）提出するとともに製本版~~1部~~（報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部）を納品するものとする。

(1) 電子成果品の作成

- 1) 業務成果品については、書類検査時や納品後の報告内容の確認に即時性を求められる場合がある。特に、電子データでの閲覧はディスプレイ上での操作となり、全容が把握しにくいことから、これらを解消する暫定的措置として、当面の間、電子媒体の他、副版として従来方式の「紙」による報告書を1部提出するものとする。
- 2) 使用する電子媒体は、CD-R、DVD-R ~~または~~ BD-Rを基本とする。（一度しか書き込みができないもの）

電子媒体納品書

令和 年 月 日

奈良県

〇〇土木事務所長 殿

下記のとおり、電子媒体を納品します。

受注者 (住所)
(名称)
(管理 (主任) 技術者氏名)

1. 案件情報

業務名称	
業務番号	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者チェック日	令和 年 月 日 に「奈良県電子納品チェックソフト」でチェック済み
媒体数	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> BD-R 合計 枚

2. エラー項目について

項目	理由	発注機関確認欄

確認日 令和 年 月 日

下記の案件について、電子媒体の納品を確認しました。

発注者 (発注機関名)
(調査 (監督) 員氏名)

図 4-2 業務の電子媒体納品書例

電子媒体納品書

令和 年 月 日

奈良県

〇〇土木事務所長 殿

下記のとおり、電子媒体を納品します。

→ 受注者 (住所)
(名称)
(管理 (主任) 技術者氏名)

1. 案件情報

業務名称	
業務番号	
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
受注者チェック日	令和 年 月 日 に「奈良県電子納品チェックソフト」でチェック済み
媒体数	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> BD-R 合計 枚

2. エラー項目について

項目	理由	発注機関確認欄

確認日 令和 年 月 日

下記の案件について、電子媒体の納品を確認しました。

発注者 (発注機関名)
(調査 (監督) 員氏名)

図 4-2 業務の電子媒体納品書例

5. 電子納品の格納・検査

5-2 準備と実施

電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため、事前に受発注者で協議を行い、協議結果を受注者が「検査前協議チェックシート」（別紙2）に記録し、発注者に提出すること。

- 1) 検査員の行う検査を行うための準備（機器環境等）は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合や検査場所等により発注者側での準備が困難な場合は、受発注者で協議する。
- 2) 検査時における書類の閲覧は、基本的に発注者が用意するPCに搭載されている奈良県導入の電子納品検査システムやその他ソフトウェアを利用して行う。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。

5-4 納品時のエラーチェック

業務の電子成果品の受け取り時に、発注者側担当者は、電子成果品が本ガイドラインおよび各要領、基準に沿って作成されているか、納品された電子成果品（正）（副）両方に対して次のチェックを行う。異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を差し戻す。

受注者は奈良県導入の電子納品検査システムが出力するエラーリストを発注者からメール又は紙で受け取り、速やかに不備を修正して再度提出を行うものとする。

6. その他

6-1 建築・営繕・電気通信設備、機械設備等の設計業務等の取り扱いについて

土木設計業務の中に建築・営繕・電気通信設備、機械設備等の設計業務が混在する場合については、土木設計業務等の電子納品要領に従うものとする。

土木設計業務の中に建築・営繕・電気通信設備、機械設備等の設計業務建築が含まれる設計業務については土木設計業務等の要領に基づいて納品することとし、それぞれ単体の業務については各要領に基づいて電子納品することとする。

巻末資料 チェックシート

- 別紙1 着手時協議チェックシート（調査設計業務用）
- 別紙2 着手時協議チェックシート（地質調査業務用）
- 別紙3 着手時協議チェックシート（測量業務用）
- 別紙4 着手時協議チェックシート（調査設計業務用）＜記入例＞

5. 電子納品の格納・検査

5-2 準備と実施

発注者と受注者は、成果品の検査に先立ち、事前協議で決定した電子成果品に係る検査方法等を確認すること。

- 1) 検査員の行う検査を行うための準備（機器環境等）は、原則として発注者が行う。ただし、受注者が希望する場合や検査場所等により発注者側での準備が困難な場合は、受発注者で協議する。
- 2) 検査時における書類の閲覧は、基本的に発注者が用意するPCに搭載されている電子納品検査システム（CS-GV奈良県版）やその他ソフトウェアを利用して行う。特別なソフトウェアを使用する場合には、機器（PC等）を含めて受注者により準備を行うこととする。

5-4 納品時のエラーチェック

業務の電子成果品の受け取り時に、発注者側担当者は、電子成果品が本ガイドラインおよび各要領、基準に沿って作成されているか、納品された電子成果品（正）（副）両方に対して電子納品検査システム（CS-GV奈良県版）でチェックを行う。異常が認められた場合は受注者へ電子成果品を差し戻す。

受注者は電子納品検査システム（CS-GV奈良県版）が出力するエラーリストを発注者からメール又は紙で受け取り、速やかに不備を修正して再度提出を行うものとする。

6. その他

6-1 建築、建築設備、電気通信設備、機械設備等の設計業務等の取り扱いについて

土木設計業務の中に建築、建築設備、電気通信設備、機械設備等の設計業務が混在する場合については、土木設計業務等の電子納品要領に従うものとする。

土木設計業務の中に建築、建築設備、電気通信設備、機械設備等の設計業務建築が含まれる設計業務については土木設計業務等の要領に基づいて納品することとし、それぞれ単体の業務については各要領に基づいて電子納品することとする。

巻末資料 チェックシート

- 別紙1 事前協議チェックシート（調査設計業務用）
- 別紙2 事前協議チェックシート（地質・土質調査用）
- 別紙3 事前協議チェックシート（測量業務用）
- 別紙4 事前協議チェックシート（調査設計業務用）＜記入例＞

別紙5 着手時協議チェックシート（地質調査業務用）＜記入例＞

別紙6 着手時協議チェックシート（測量業務用）＜記入例＞

別紙5 事前協議チェックシート（地質・土質調査用）＜記入例＞

別紙6 事前協議チェックシート（測量業務用）＜記入例＞

別紙7 ボーリング位置情報チェックシート